

放送システム委員会報告(案)に対する意見及びその考え方(案)

- 「放送システム委員会報告(案)に対する意見の募集」(※)に対し、7件の意見の提出があった。
- 提出された意見及びそれに対する放送システム委員会の考え方(案)は、以下のとおり。

※ 「衛星放送用受信設備の技術的条件」のうち「2224.41MHz 以上3223.25MHz 未満の中間周波数を使用する受信設備に関する技術的条件」に係る放送システム委員会報告(案)について、平成29年6月6日から7月5日までの間、意見の募集を実施。

放送システム委員会報告(案)に対する意見及びその考え方(案)

別添

意 見	委員会の考え方(案)
報告書全体 ○ 「衛星放送用受信設備の技術的条件」は、当該周波数帯を使用する関係者間による検討や実験をもとに、受信設備の電波漏洩の基準を導出したもので、受信設備と各無線システムとの共用が可能となる条件であり、妥当と考えます。また衛星放送の受信者と各無線システムの利用者の利便性向上と当該周波数帯の有効利用に繋がるものであり、これに賛成します。 新たな基準に適合する受信設備の導入や置き換えなどにおいては、既存の受信設備に対する経過措置に十分に配慮するとともに、4K・8K衛星放送の確実な普及に向け、国による支援や周知などの取り組みを要望します。 (日本放送協会)	○ 報告(案)に賛成のご意見として承ります。
他の無線システムとの共用に関する検討 ○ 衛星放送用受信設備と多くの他の無線システムとの共用検討を実施し、結果を取りまとめたことは、4K・8K実用放送の円滑な実施など衛星放送の普及・発展に大いに寄与するものとして評価します。 共用検討にあたり、衛星放送用受信設備の漏洩電力基準値として、-49.1dBm/33.7561MHz以下としたことは妥当と考えます。また、漏洩電力測定方法が定められたことも、意義が大きいと考えます。 衛星放送用受信設備と各種無線システムとの共用検討の結果、共用は可能であることが示されたと理解します。さらに、衛星放送用受信設備の実機による漏洩電力測定の結果、共用検討に用いた漏洩電力基準値よりも約10dB以上低い結果が得られたことから、共用は十分に可能と判断できると認識します。 ((株)放送衛星システム)	○ 報告(案)に賛成のご意見として承ります。
衛星放送用受信設備に関する技術的条件 ○ 衛星放送用受信設備に関する技術的条件として、副次的に発する電波の限度として、今回の共用検討で用いられた漏洩電力基準値である-49.1dBm/33.7561MHz以下に規定することを適当としたこと、また、対象とする周波数として2224.41MHz以上3223.25MHz未満とすることを適当としたことに、賛同します。 今回、技術的条件が示されたことは大きな意義があり、今後、この技術的条件が適用・遵守されていくことを強く要望します。 ((株)放送衛星システム)	○ 報告(案)に賛成のご意見として承ります。

技術的條件の経過措置	
○ 規定の施行について、半年程度の猶予期間を設けることが適当であるとしたこと、また、既に設置されている衛星放送用受信設備に対しては、一定程度の経過措置を設けることが適当であるとしたことは、妥当な措置と考えます。 ((株)放送衛星システム)	○ 報告(案)に賛成のご意見として承ります。
今後の課題	
【全般】	
○ 今後の課題として、衛星放送用受信設備の施工方法及び確認方法のガイドラインの策定や運用、さらには衛星放送用受信設備の設置者となる国民への4K・8K衛星放送に関する周知広報活動に加え、中間周波数の漏洩に関する周知啓発があげられています。これらはいずれも、今回報告された技術的条件を適用・遵守するうえで必要不可欠であり、確実に実施する必要があると考えます。 ((株)放送衛星システム)	○ 報告(案)に賛成のご意見として承ります。
【検討結果について】	
○ 今後、4K・8K実用放送(左旋円偏波を利用)の受信設備が普及するうえで環境の変化が起こる場合には、再検討を行うことが望ましいという点について、賛同いたします。 総務省殿において、再検討の可否を判断するため、その時々々の環境の状況を把握いただく様お願い申し上げます。 (UQコミュニケーションズ株式会社)	○ 報告(案)に賛成のご意見として承ります。
【施工方法及び確認方法のガイドライン】	
○ 漏洩による干渉を抑制できるよう、衛星放送用受信設備の中間周波数の漏洩に関する技術基準が策定されたことに賛同いたします。 しかしながら、報告書72ページにもありますように、直付けのブースターや手ひねりなどの不正な工事を行った場合は、今回規定した漏洩基準を大幅に超過(手ひねりで30dB程度の超過)することとなり、報告書に記載されたそれぞれの共用条件を満たすことが出来なくなります。従いまして、中間周波数の漏えいを十分に抑制するためにも、報告書83ページにも記載のある施工方法及び確認方法ガイドラインの策定にあたっては、下記の点も実現できるよう、施行方法、及び販売方法の運用も含め検討していく必要があると考えます。 ・手ひねりや不正な接続による設置工事を禁止するルールの方策定および関係団体や工事業者への周知、ならびに当該ルール遵守の徹底の為の仕組み ・中間周波数の漏えいを十分に抑制する受信設備の仕様と設備認証ルールや販売ガイドラインにより、認証を取得していない設備の販売を抑制できる仕組み (Wireless City Planning株式会社)(ソフトバンク株式会社)	○ いただいたご意見については、今後の参考として承ります。

○ 衛星放送用受信設備に使用する機器の選定基準や離隔距離の確保基準等の施工方法、施工後の漏洩確認方法を明確化することが望ましいという点について、賛同いたします。 今後、こういった形で明確化していくかを含め、総務省殿と関連業界の間で、十分協議を行っていただくことを希望いたします。適切な施工を担保するための施工資格の必要性についても検討することが望ましいという点について、賛同いたします。 (UQコミュニケーションズ株式会社) ○ 本報告(案)は、衛星放送用の自営の受信設備(パラボラアンテナからテレビ用壁面端子までの機器及び同軸ケーブル)について、IF帯の周波数の電磁波の漏えいによる携帯電話等への影響を最小減にするために検討がなされたものと認識しており、4K・8K実用放送の普及にとって有意義な検討であると受け止めております。 当社はケーブルテレビ事業者として、4K・8K実用放送の再放送に向けて準備を進めており、総務省の検討会等でも、ケーブルテレビ経由での4K・8K実用放送の視聴に強い期待が寄せられています。 ケーブルテレビに加入いただく際は、戸建て住宅、集合住宅のいずれにおいても、地上放送や衛星放送の受信ができるよう整備された既存の同軸ケーブル等の自営設備を利用するのが一般的であり、ケーブルテレビ網に接続する工事はケーブルテレビ事業者が行っております。 当社の場合、現時点で4K・8K実用放送のIF伝送を行う計画は有していないため、今回検討の対象である周波数帯の電波漏洩の恐れはありません。 しかしながら、今後、既存の自営設備を利用する工事の際に、新しく施工資格等が求められることとなった場合、ケーブルテレビ事業者及び工事を行う事業者の負担が増すばかりでなく、4K・8K実用放送の準備のために工事件数が増加することが予想される中、有資格者の不足等による対応の遅れを招くことで、結果的に4K・8K放送の普及に影響が出ることを懸念いたします。 従いまして、今後施工資格に関する検討が行われる際には、ケーブルテレビ事業者も議論に参加できる等の考慮をいただくようお願いいたします。 (株式会社ジュピターテレコム)	○ 報告(案)に賛成のご意見として承ります。 ○ いただいたご意見については、今後の参考として承ります。
【新たなチャンネルの追加】 ○ また、今回検討した帯域において新たなチャンネルの追加を行う場合は、衛星放送用受信設備の普及状況や試験電波の発射による影響等を踏まえ、必要に応じ関係者による協議の場を設け、円滑に推進することが望ましいとされています。衛星放送は基幹放送のひとつとして、国民の皆さまの生活に不可欠なメディアに発展・成長しました。今後も新しいサービスの先駆的なメディアとして、4K・8K放送により、より高画質で、より多彩なサービスを提供していくことが期待されています。そのためにも、新たなチャンネルの追加を強く望みます。 ((株)放送衛星システム)	○ いただいたご意見については、今後の参考として承ります。

○ 今回の衛星放送用受信設備の技術的条件の対象帯域の2.2～3.2GHz帯には様々なシステムがありますが、2.5GHz帯における移動体通信システムである広帯域移動無線アクセスシステム（以下BWA）は、報告書105ページにもありますように、平成29年1月末現在で基地局が129,750 局、陸上移動局の包括免許による指定無線局数135,362,918局、そのうち、陸上移動局の開設局数は 45,769,657局ときわめて多くの無線局が運用されており、過去のBS右旋における1.5GHz帯の移動体通信システムで起きたような有害な混信が発生した場合、その影響は甚大なものとなるおそれがあります。 また前述の通り、不正な工事を行った場合は、今回規定した漏洩基準を大幅に超過し、今回の報告書に記載された共用条件を満たすことが出来なくなります。 従いまして、将来的にBWA帯域と中間周波数が重複する18, 20および22チャンネルを当該使用計画に追加する際には、報告書83ページにも記載がありますように、追加予定のチャンネルの試験電波による影響確認等を行うとともに、すでに割当てられた3チャンネルの商用サービス開始後の中間周波数と既存無線局との混信の実態調査も踏まえて、広く適正な受信設備の普及や適切な工事が行われていることを確認しながら、慎重に推進していくことを要望いたします。 過去のBS右旋偏波導入における1.5GHz帯の移動体通信システムへの中間周波数による混信発生時には、商用サービス開始後の連絡体制がなく、適切な協議が出来なかったため、最終的に混信被害を受けた移動体通信システムの事業者が、自ら中間周波数漏えいの対策（漏えい源ブースターの特定制、機器交換などの対策工事の実施および信号干渉キャンセラーの導入）をやむなく行った経緯があります。 上記の事例を踏まえ、適切な協議が出来ずに、混信被害を受けた側が対策費用を負担することがないよう、チャンネル追加に向けてだけでなく、追加チャンネルの商用サービス開始後も、行政、放送事業者、受信機メーカ、工事業者などの関係者が、適切な役割分担のもと、受信機器の普及状況や電波の漏洩状況、または報告書83ページにも記載があるような「受信設備が普及するうえで環境の変化」の状況をフォローアップするとともに、漏洩が発生した場合の基準に合致しない受信設備の置き換えや不正な工事の是正に適切に対応できるよう、関係者の連絡会等の設置を検討することが望ましいと考えます。 （Wireless City Planning株式会社）（ソフトバンク株式会社）	○ いただいたご意見については、今後の参考として承ります。
○ 今回検討した帯域において新たなチャンネルの追加を行う場合は、衛星放送用受信設備の普及状況や試験電波の発射による影響等を踏まえ、必要に応じ関係者による協議の場を設け、円滑に推進することが望ましいという点について、賛同いたします。 （UQコミュニケーションズ株式会社）	○ 報告（案）に賛成のご意見として承ります。
【周知啓発】 ○ あわせて、広く国民を対象とする周知啓発にあたっても、漏洩基準に合致しない受信設備の利用や不正な接続工事は、電波法違反となる可能性があることを明記し、また施工方法などのガイドラインなどでも同様の周知啓発を行うことを要望いたします。 （Wireless City Planning株式会社）（ソフトバンク株式会社）	○ いただいたご意見については、今後の参考として承ります。

その他(要約)	
○ 教育内容の改正、女性社会進出内容の改正などの政策提案 (個人)	○ 本報告書は「衛星放送用受信設備の技術的条件」について検討結果をまとめたものです。